○国土交通省告示第七百五十九号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一の1（一般会計）の表の目の欄中、「東日本大震災復興交付金」を削る。

一の1（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表の目の欄中、「後進地域特例法適用団体補助率差額」の次に「後進地域特例法適用団体等補助率差額」を加える。

一の1（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表の次に次の表を加える。

（東日本大震災復興特別会計）

目
社会資本整備総合交付金（港湾関係の事業を除く。）
地域再生基盤強化交付金（港整備交付金を除く。）
東日本大震災復興交付金

一の3（一般会計）の表の目の欄中、「二十一世紀都市居住緊急促進事業補助金」を「防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金」に改め、「、先導型再開発緊急促進事業補助金」を削り、「及び暮らし・にぎわい再生事業補助金」を「、暮らし・にぎわい再生事業補助金及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金」に改める。

一の3（一般会計）の表の次に次の表を加える。

（東日本大震災復興特別会計）

目
市街地再開発事業費補助（防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金に限る。）

二の14のうち、「都市・地域整備局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」を「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十三年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百六十号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の施行に伴い、大阪国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　大阪国際空港　兵庫県伊丹市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十五年国土交通省告示第四百五十三号を参照。）

イ　設置者の氏名及び住所　新関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

ロ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（斜線部を除く。）

ハ　空港の総面積　三百十一万九千三百二十二平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局大阪空港事務所において縦覧に供する。

別図

大阪国際空港

